

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、
当日の翌日)

◇ 告 示

保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理(〃)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更(健康対策課)

土地改良区の役員の住所の変更(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

土地改良事業の認可(三件)(〃)

県営土地改良事業の工事の完了(〃)

地域森林計画の決定(林務課)

地域森林計画の変更(〃)

入会林野整備計画の適否の決定(〃)

県道の区域の変更(道路課)

◇ 正 誤

昭和六十二年二月鳥取県告示第百二十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第百四十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田一陽堂駅前 薬局	鳥取市栄町七〇八	昭和六十二年一月二十日
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三	昭和六十二年一月十七日
藤田 医院	岩美郡若美町大字浦富一〇三〇	昭和六十二年二月一日
福本 薬局	鳥取市末広温泉町一五九	"
有限会社あみは ま薬局	鳥取市今町一丁目一〇一	"
あかね薬局	米子市上福原一六〇三	"

山 本 医 院

境港市外江町字西原灘三八〇四

”

鳥取県告示第四百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
坂本 幸紀枝	鳥薬第六一五号	昭和六十二年一月十日
椿 裕美	鳥薬第六一六号	昭和六十二年一月十二日

鳥取県告示第四百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取

扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
谷口歯科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	昭和六十一年十二月十三日
木村歯科医院	境港市小篠津町八六九一三	昭和六十二年一月五日
足立 歯科	境港市明治町八	”
梅沢産婦人科医院	鳥取市南吉方三丁目五二二	昭和六十一年十二月一日

鳥取県告示第四百四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
谷口齒科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	全国	昭和六十一年十月十三日
梅沢産婦人科医院	鳥取市南吉方三丁目五二二	〃	昭和六十一年十月一日

鳥取県告示第百五十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
織 妙子	鳥国薬第六一三号	昭和六十二年一月六日

鳥取県告示第百五十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があつたので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
池原整形外科医	米子市福市二一六	米子市日原字折返八〇四一二	昭和六十一年十一月二十六日

鳥取県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	
佐々木 朋 規	
変更前	倉吉市大河内四六九一
変更後	倉吉市大河内四六九十三

監事	
佐々木 昭 義	
変更前	倉吉市大河内三九三
変更後	倉吉市大河内三八三

鳥取県告示第五百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十条第二項の規定に基づき、大原千町土地改良区の定款の変更を昭和六十二年二月二十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業沢谷地区区画整理）を昭和六十二年二月二十五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業日野上西地区区画整理）を昭和六十二年二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業美成地区農道整備と農用地造成を一体としたもの）を昭和六十二年二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営一般農道整備事業第二太平地区農道整備	昭和六十二年一月三十日

鳥取県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、鳥取森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

- 1 鳥取地域森林計画書
- 2 鳥取地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鳥取県鳥取地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び米子森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

- 1 八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び米子森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書
- 2 八頭森林計画区において対象とする森林区域の変更に係る森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に知事に対し、理由を付した文書をもつて意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第六十号

日野郡日野町大字津地三八〇番地津地入会林野整備組合組合長松原和幸から申請のあつた津地入会林野整備計画については、昭和六十一年十二月二十五日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

津地入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十二年二月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更別	
		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
郡家国府線	八頭郡郡家町大字門尾字塚本 二四一〇地先から同字二四 一九地先まで	変更前	八・六
		変更後	九・四
		変更前	四一・六
		変更後	四一・六

正 誤

昭和六十二年二月鳥取県告示第百二十三号（都市計画の変更に係る案の縦覧について）中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 上 から三 九一 東伯郡羽合町大字久留一 東伯郡羽合町大字久留一

羽合町役場 羽合町役場
東伯郡泊村五三四一 東伯郡泊村五三四一
泊村役場 泊村役場